



日本版ナースプラクティショナー(仮称) 創設と法制化を要望

「チーム医療の推進に関する検討会」に意見書を提出

社団法人日本看護協会(会長:久常節子、会員62万人)は2月18日、厚生労働省の「チーム医療の推進に関する検討会」に対し、「医師との連携・協働の下に自律して一定の医療行為が行える看護師(以下、日本版ナースプラクティショナー)の創設・法制化」「保健師の役割拡大」について提言した意見書を提出しました。

本会では、医師と連携した看護職の業務範囲の拡大について検討を重ねてきました。日本版ナースプラクティショナーについても「患者の安全性の確保」「医師の過重な負担の解決」「在宅や介護保険施設での看護師の役割への期待」などの観点から、法改正を視野に入れた検討を進めることが喫緊の課題だと考えます。

【日本版ナースプラクティショナーの創設・法制化】

病院などの医療施設をはじめ、在宅や介護保険施設でも医療ニーズの高い対象者が増加しています。このような対象者のニーズに適切に対応するためには、医療職種間の役割分担・協働を推進していくことが不可欠です。しかし、侵襲性の高い医療行為を看護師が行うことについては明確な基準がないのが現状です。これでは、国民や看護師にとって安全性があるとは言えません。さらに、看護師の能力が十分に発揮できず、疲弊する医師の過重な負担を解決できない現状もあります。より効果的なチーム医療を推進するためには、日本版ナースプラクティショナーの創設・法制化は不可欠です。2011年の創設・法制化に向けた検討を開始することを強く求めます。

【保健師の役割拡大】

チーム医療では、予防を担う保健師の役割も重要です。保健指導を行う際、対象者の動機づけや指導の評価として血液データを活用することが有用です。しかし、現行で血液検査を実施するには医師の指示が必要で、スムーズな検査ができない状況にあります。保健指導の一環として、保健師による健診項目範囲内の血液検査の指示と実施が可能になるよう求めます。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨にご理解をいただき、さまざまな機会にご紹介くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 22 年 2 月 18 日

チーム医療の推進に関する検討会
座長 永井 良三 殿

チーム医療の推進に関する検討会
委員 坂本 すが
(社団法人日本看護協会 副会長)

チーム医療の推進に関する意見

国民に安心・安全な医療を保障し、医療の効率性・効果性を向上させるチーム医療を推進するため、日本看護協会は、医師との連携・協働の元に自律して一定の医療行為が行える看護師(以下日本版ナースプラクティショナー)の創設・法制化を提言します。

超高齢社会の到来により、病院等の医療施設をはじめ、在宅や介護保険施設等でも、医療ニーズの高い対象者が増加しています。このような対象者のニーズに適切に対応するためには、医療職種間の役割分担・協働を推進していくことが不可欠です。しかし、これまで、侵襲性の高い医療行為を看護師が行うことについては明確な基準がなかったため、患者や看護師にとっては安全性の点から問題であるばかりでなく、看護師の能力が十分に発揮できず疲弊する医師の過重負担を解決できない現状があります。

その一方、ガイドラインやプロトコルを活用した医療の標準化が浸透するなど、チーム医療の推進に向けた素地が整うとともに、大学における看護師養成や看護系大学院の増加など看護教育の充実は著しく、役割拡大に対応した看護師を育成する教育基盤も整ってきています。

以上のことから、より効果的なチーム医療を推進するためには、日本版ナースプラクティショナーの早急な創設・法制化は不可欠であり、平成 23 年の創設・法制化に向け具体的な検討を開始するよう強く要請します。

また、チーム医療では予防を担う保健師の役割も含めて検討をすることが必要です。保健指導では、対象者の動機づけや指導の評価としての血液データの活用が有用ですが、血液検査の実施には医師の指示を要し、保健指導時にスムーズな検査実施ができない現状があります。以上のことから、特定健診等の健診の事後指導である保健指導の一環として、保健師が健診項目範囲内の血液検査指示および実施を可能とすることを提言します。